

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と法的位置付け

介護保険制度は、平成12年（2000年）の創設から20年余りが経過し、介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着しています。総人口が減少する中で、高齢化率は進展していくことが見込まれており、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能とするため、介護保険制度においては、住まいを中心に医療、介護、介護予防、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化が図られてきました。

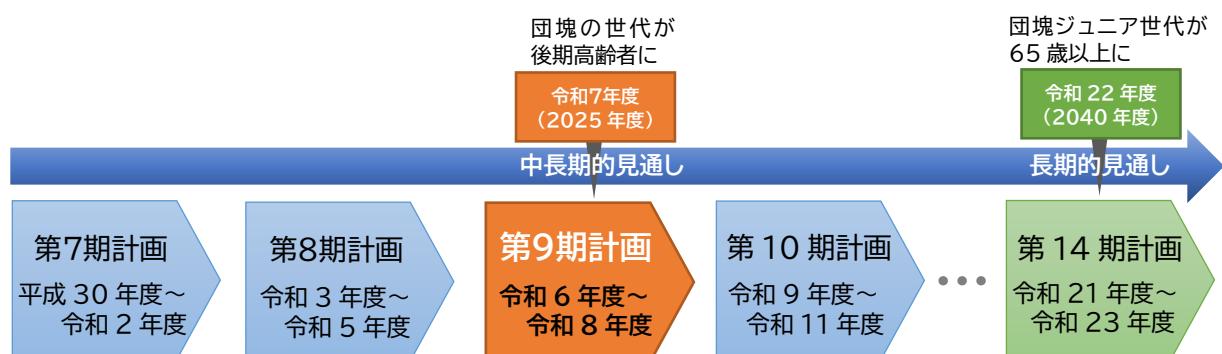
この第9期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）は、令和2年度に策定した第8期計画（令和3年度～令和5年度）の内容やその課題から、今後3年間の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理したもので、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を各基本方針に取り入れ、計画を推進していきます。

令和7年（2025年）が近づく中で、その先を展望すると団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、総人口はもとより、現役世代人口・高齢人口が減少する一方で、75歳以上人口の増加が見込まれています。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれ、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される中、現役世代の減少が顕著となることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となっています。

第9期計画を構成する高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、福祉事業及び保健事業に関する計画として、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき、町が実施する介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、令和2年度に策定した第8期計画（令和3年度～令和5年度）の評価・検証のもと策定するものです。

第2節 計画の期間

第9期計画は、令和6年度から令和8年度までの3カ年計画であり、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点で策定しています。

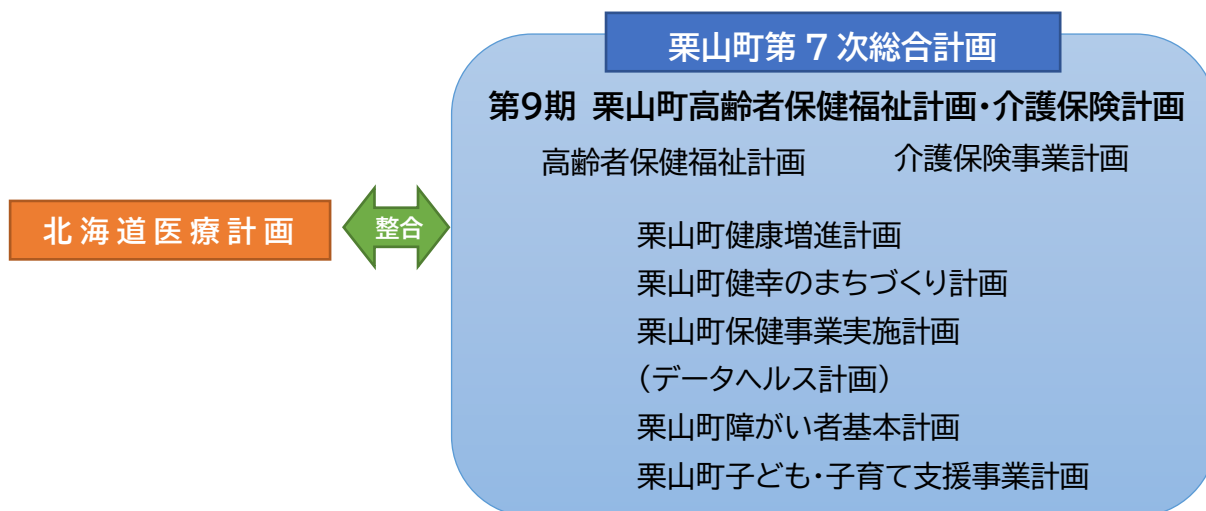


※団塊の世代：人口の割合の多い、昭和22年～昭和24年生まれの方々

※団塊ジュニア世代：団塊の世代の子どもたちの世代で、昭和46年～昭和49年生まれの方々

第3節 他の関連計画との関係

本計画は、栗山町第7次総合計画を上位計画とし、「栗山町健康増進計画」に基づく健康づくり施策、「栗山町障がい者基本計画」に基づく障がい者施策のほか、「栗山町子ども・子育て支援事業計画」及び北海道医療計画との整合性も図りつつ、地域共生型社会の実現を図ります。



第4節 計画策定のための体制

（1）第9期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の開催

保健・医療・福祉・介護に携わる関係者、地域代表者、一般公募による委員13名で構成する「第9期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者実態調査及び在宅介護実態調査からの地域課題について討議し、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、各施策について審議いただきました。

（2）各種調査の実施

第9期計画策定に向けて、各アンケート調査を実施しました。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（健康とくらしの調査）
- ② 在宅介護実態調査
- ③ 在宅生活改善調査

第5節 介護保険制度改正の主な内容

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
- ④ 第1号被保険者保険料に関する諸係数の改正
 - (1) 所得段階区分を9段階から13段階への多段階化
 - (2) 低所得者の標準乗率及び最終乗率の引き下げ

第6節 日常生活圏域の設定

第4期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）より、経済活動、医療の状況、介護保険サービス提供事業所のサービス提供区域などを考慮し、栗山町全域を一つの日常生活圏域として設定しています。

第9期計画についても引き続き、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する「地域包括支援センター」を役場内に1か所設置し、全町域を一つの日常生活圏域と設定します。